

3 認知症対応型通所介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注			
				利用者の数が 利用定員を 超える場合	看護・介護職 員の員数が 基準に満たな い場合 又は 介護職員 が不在の場 合	2時間以上3 時間未満の 認知症対応 型通所介護 を行う場合	7時間以上9時 間未満の認知 症対応型通所 介護の前後に日常 生活上の世話を 行う場合	入浴介助を 行った場合	個別機能訓 練加算	若年性認知 症利用者受 入加算	栄養改善加 算	口腔機能向 上加算	事業所と同一 建物に居住 する者又は同 一建物から利 用する者に認 知症対応型 通所介護を 行う場合	
イ 認知症 対応型通 所介護費 (Ⅰ)	(1) 認知症対応型 通所介護費(ⅰ)	(一) 3時間以上 5時間未満	要介護1 (593 単位)	× 63/100		× 63/100								
			要介護2 (652 単位)											
			要介護3 (712 単位)											
			要介護4 (773 単位)											
			要介護5 (832 単位)											
		(二) 5時間以上 7時間未満	要介護1 (910 単位)											
			要介護2 (1,007 単位)											
			要介護3 (1,104 単位)											
			要介護4 (1,201 単位)											
			要介護5 (1,299 単位)											
		(三) 7時間以上 9時間未満	要介護1 (1,036 単位)											
			要介護2 (1,148 単位)											
			要介護3 (1,261 単位)											
			要介護4 (1,374 単位)											
			要介護5 (1,486 単位)											
	(2) 認知症対応型 通所介護費(ⅱ)	(一) 3時間以上 5時間未満	要介護1 (536 単位)	× 63/100										
			要介護2 (590 単位)											
			要介護3 (643 単位)											
			要介護4 (697 単位)											
			要介護5 (751 単位)											
		(二) 5時間以上 7時間未満	要介護1 (818 単位)											
			要介護2 (905 単位)											
			要介護3 (992 単位)											
			要介護4 (1,079 単位)											
(三) 7時間以上 9時間未満	要介護5 (1,166 単位)													
	要介護1 (930 単位)													
	要介護2 (1,030 単位)													
	要介護3 (1,131 単位)													
	要介護4 (1,232 単位)													
ロ 認知症 対応型通 所介護費 (Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護5 (1,332 単位)	× 63/100											
		要介護1 (270 単位)												
		要介護2 (280 単位)												
		要介護3 (289 単位)												
		要介護4 (299 単位)												
		要介護5 (309 単位)												
		(2) 5時間以上7時間未満												要介護1 (439 単位)
														要介護2 (454 単位)
														要介護3 (470 単位)
														要介護4 (486 単位)
	要介護5 (502 単位)													
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (506 単位)												
		要介護2 (524 単位)												
		要介護3 (542 単位)												
		要介護4 (560 単位)												
要介護5 (579 単位)														
ハ サービス提供体制強化加算														
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)														
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)														
ニ 介護職員処遇改善加算														
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×29/1000)				注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計										
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)														
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)														

：介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目